

《WLJ 判例コラム》第 370 号

FRAND 宣言のなされた標準必須特許に係る特許権に基づく差止めを認めた事例
(パンテック対グーグル事件)

～東京地裁令和 7 年 6 月 23 日判決¹～

文献番号 2026WLJCC008

早稲田大学 教授

鈴木 将文

I はじめに一標準必須特許の権利行使に関する問題²

標準（規格、技術標準等ともいう。）とは、品質確保、相互接続可能性、先端技術の普及等を実現するために、産業で利用される技術について一定の取決めを行う場合、その取決めをいう。標準必須特許（standard essential patent; SEP）とは、標準に組み込まれた技術を対象とする特許を指す。ネットワーク化・モジュール化が進展し、また IoT が一般化する今日、通信規格をはじめとする標準の意義はますます高まり、標準必須特許の重要性も増している。

標準必須特許については、自由な権利行使を認めることに問題があることが、かねてから指摘されてきた。すなわち、自由な権利行使（特に、侵害行為に対する差止め）を認めると、標準利用者（一般に、"implementer"（実施者）と呼ばれることから、以下「実施者」という。）は標準を採用する製品等の市場に参入するために非常に高額なライセンス実施料を支払わざるを得なくなる（ホールドアップ問題）。また、一つの標準につき多数の標準必須特許が存在することが通常であり、特許ごとに実施料を積み上げると高額になる（ロイヤルティ・スタッキング問題）。

他方、上記の問題を懸念するあまり、権利行使の制限が行き過ぎれば（例えば、実施者の交渉遅延策を放置するなど）、特許権者は発明に対する適正な対価を得られなくなり、結果的に、先端的な技術を組み込んだ魅力ある標準の策定が困難になる（ホールドアウト問題）。

そこで、標準必須特許に関しては、特許権者に対して標準に参加するインセンティブを与えつつ、標準が広く普及するように、特許権者と実施者のそれぞれの利益のバランスを確保すること

が課題である。その課題に対応するための工夫として、標準設定機関は、特許発明が標準を構成する技術に採用される場合、特許権者（権利成立前は出願人）に対し、特許に係る情報を開示させるとともに、将来、標準を実施する者に対して「公正、合理的、かつ非差別的な（fair, reasonable and non-discriminatory）条件」（以下「FRAND 条件」という。）でライセンスをする旨を宣言³させる仕組みを設けることになった。現在、主要な通信規格をはじめ、多くの標準につき、かかる仕組みが適用されている⁴。

このように標準と特許の関係については、調整する仕組みが作られているものの、標準必須特許（以下、原則として、FRAND 宣言がなされたものを単に「標準必須特許」という。）の特許権者と実施者の間でライセンス条件につき合意できない場合は、紛争が不可避である。特に 21 世紀初頭以降、通信規格関連を中心として、標準必須特許を巡る紛争が世界中で多発してきた。

2010 年代半ばまでには、主要諸国の裁判例によって、標準必須特許の権利者と実施者は、いずれも FRAND 条件によるライセンスの実現に向けて誠実に交渉をするべきであり、そのようなライセンスの締結への意思を有する者（willing licensor/licensee）に当たらない者は不利に扱われる（特に、willing licensee に対して直ちに差止請求権を行使することはできない）という考え方がほぼ確立した。我が国でも、2014 年、アップル対サムスン事件の知財高裁特別部による判決及び決定（以下、それぞれを「大合議判決」、「大合議決定」、さらに併せて「大合議判決等」という。）が、権利濫用法理に基づき、標準必須特許に係る権利行使を制限する判断を示した⁵。

その後、我が国では、標準必須特許に係る権利行使の是非を正面から扱う判決は見られなかった中、本判決は、これを扱うとともに、標準必須特許権に基づく差止めを肯定した点で我が国初の事例である。

なお、本判決と近接して、標準必須特許に係る特許権侵害事件に関し、東京地判令和 7 年 4 月 10 日⁶（本判決の原告パンテック社が、ASUS JAPAN 社を訴えた事案。差止廃棄請求は棄却し、損害賠償請求につき、FRAND 条件によるライセンス料相当額の限度で一部認容）及び大阪地判令和 7 年 7 月 10 日⁷（本判決と同じ原告と被告間における、本件と同一特許権を根拠とし製品名 "Pixel 7a" を対象物件とした差止請求事件。請求棄却）が出ている。

II 事案の概要

X（原告）は、発明の名称を「物理ハイブリッド自動再送要求指示チャンネルのマッピング方法」とする特許に係る特許権を有している。本件特許は、ETSI（欧州電気通信標準化機構）が策定した通信規格である LTE 規格との関係で標準必須特許に当たり、X は、ETSI の IPR ポリシーに従って、本件特許のファミリーである日本国特許につき FRAND 条件で取消不能なライセンスを許諾する用意がある旨の FRAND 宣言をしている。

Y（被告）は、被告製品（製品名を "Pixel 7" とする LTE 通信が可能な通信端末）につき業として譲渡等をしていたところ、X は、令和 2 年 6 月 12 日付けで G 社（Y のグループ会社）にレタ

一を送り、本件特許権に関するライセンス交渉を提案し、G社は令和2年7月7日付けレターで、Xの標準必須特許につきFRAND条件でライセンスを受ける意思がある旨等を表明し、両者間の交渉が開始した。

しかし、交渉はまとまらず、Xは、令和4年8月17日、Yに対し、Yによる被告製品の旧機種の販売等の行為が本件特許権を侵害するとして、同行為の差止めを求める仮処分を申し立てた。これに対し、東京地裁は、令和5年6月30日、YがFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有しており、Xの差止請求権の行使は権利濫用に当たるとして、Xの申立てを却下した。さらに、Xの即時抗告を知財高裁が棄却した⁸。

Xは、令和5年8月17日、Yに対し、本件特許権の侵害を理由として被告製品の譲渡等の差止めを求める本件訴訟を提起した。

III 判旨

1. 結論

請求認容。裁判所の職権により、仮執行宣言が付された（1000万円の担保が条件）。

2. Xの権利行使の権利濫用該当性

本判決では、被告製品の特許発明の構成要件の充足性及び本件特許に係る無効事由の存在も争点となっているが（結論として、充足性を肯定、無効事由を否定）、標準必須特許特有の問題である権利濫用該当性の部分のみを紹介する。

「4 争点3（本件特許権に基づく差止請求権の行使が権利濫用に当たるか）について

(1) 判断基準

標準規格に準拠した製品の製造等に実施が必須となる特許（標準必須特許）を有する者が標準必須特許に対しFRAND宣言をした場合（以下、当該者を『必須宣言特許権者』という。）、上記製品の製造等をする者（以下『必須特許実施者』という。）は、標準必須特許についてFRAND条件によるライセンスを受けられることを前提として、上記製造等をすることになる。それにもかかわらず、必須宣言特許権者が、上記ライセンスを受けられるものと信頼している必須特許実施者に対し、標準必須特許に基づく差止めを請求することは、必須特許実施者の合理的な信頼を著しく損なうことになり、正義・公平の理念に反するものといえる。

他方、必須宣言特許権者は、上記ライセンスに係る実施料相当額を取得できることを前提として自らFRAND宣言をしたのであるから、上記実施料相当額を取得することができる場合には、必須特許実施者に対し差止請求をする必要性及び相当性を明らかに欠くものといえる。

そうすると、必須宣言特許権者が必須特許実施者に対し標準必須特許に基づく差止めを請求することは、必須特許実施者がFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有しないという特段の事情がない限り、権利の濫用として許されないというべきである。

(2) 認定事実

[一部省略。XがG社に対し令和2年6月12日付けレターによりライセンス交渉の提案をして以降、本件訴訟提起後の令和6年2月10日の原告によるG社再提案の拒絶までの、当事者間の交渉の経緯を認定。]

フ 当裁判所は、令和6年7月23日、本件の第3回弁論準備手続期日において、当事者双方に対し、侵害の心証を開示した上、和解勧告をし、日本の裁判所においてグローバルSEPポートフォリオを前提とした和解協議を行う意向があるかどうかを確認し、被告に対し、日本の裁判所において和解協議を行う意向がある場合には、同年9月6日までに、G社再提案の内容を維持するかどうかも含め和解の方向性について検討し、具体的な案を提案するように求めた。これに対し、原告及び被告は、上記期日後、本件訴訟手続においてグローバルSEPポートフォリオを前提とした和解手続を行う意向がある旨を回答した。(顕著な事実)

ヘ 被告は、上記フの当裁判所からの指示を受けて、被告の和解案を提示した。被告の和解案の内容は、端末1台当たりのロイヤリティ額●(省略)●ドルにG社及びその関連会社によるPixelPhone(全てのモデルを含む)の過去及び将来における想定販売台数の合計数を乗じて得られた額を基準とした一括払を提案するものであり、その金額はG社再提案と実質的に同一であった。(顕著な事実)

ホ 当裁判所は、令和6年9月30日、本件の第4回弁論準備手続期日において、被告に対し、ライセンスを受ける意思がある場合には、大合議判決が示した算定方式(最終製品の売上高を算定の出発点とするものをいい、以下『大合議方式』という。)を踏まえ、比較アプローチをも参酌し、改めて和解案を提案するように求めた。(顕著な事実)

マ 被告は、上記ホの当裁判所からの指示を受けて、G社内で検討を重ねたが、裁判所から提案を受けた方法に基づいて更なる和解案を提出することは困難であるとし、その理由として、①本件は、大合議判決の事案とは異なり、対象製品であるG社の4G、5Gの製品群には遥かに多様なモデルが含まれているため、大合議方式をそのまま適用することは、算定を過度に複雑にするものであること、②被告和解案における提案内容は、大合議方式に基づいた場合の案と同等であるか、むしろ、原告にとってより有利な内容であるなどと述べて、各侵害品の種類に応じた販売額及び販売数を一切開示しなかった。(顕著な事実)

ミ 当裁判所は、令和6年12月6日、本件の第5回弁論準備手続期日において、被告において裁判所が勧告した和解案を提出することはできないと述べたことから、和解協議を打ち切った。(顕著な事実)

(3) 当てはめ

ア 前記認定事実によれば、原告の提案内容は、一貫して、侵害品の売上高を基準とし、これに標準必須特許の実施に対し受けるべき料率を乗じた上、原告の標準必須特許の保有割合を乗ずる算定方式を採用していたのに対し、G社の提案内容は、一貫して、侵害品の販売台数を基準と

し、これに一般的なスマートフォン1台当たりの累積ロイヤリティ額一律●(省略)●ドルの固定額を乗じた上、原告の標準必須特許の保有割合を乗ずる算定方式を採用していたため、当事者双方が提示するライセンス条件に係る数値等に互換性がなかったことから、これ以上の調整が困難となり、原告及び被告はライセンスの合意に至らなかったことが認められる。

そして、前記認定事実によれば、上記算定方式の相違に鑑み、裁判所は、当事者双方に対し、本件特許権侵害の心証を示した上、原告のグローバルSEPポートフォリオを対象とする和解を勧告したところ、当事者双方は、当該和解協議を日本の裁判所で行うことに同意したため、裁判所は、当事者双方が提示するライセンス条件に係る数値等に互換性がなかったことから、最終製品の売上高を算定の出発点とする大合議判決を基準として、上記和解協議を調整することとし、被告に対し、ライセンスを受ける意思がある場合には、大合議方式を踏まえ、和解案を提示するよう求めたことが認められる。

しかしながら、被告は、裁判所に対し、大合議方式によれば、算定が過度に複雑になるため、和解案を提示することはできないと回答し、侵害品の販売額及び販売台数すら一切開示しなかったことが認められる。

そうすると、被告は、裁判所の和解勧告に同意したにもかかわらず、侵害品の販売額及び販売台数の開示を拒み、大合議方式による和解案を提示することなく、自らライセンス交渉の余地をなくしたのであるから、裁判所による上記求めの文字どおり、被告には、ライセンスを受ける意思があるものと認めることはできない。

これらの事情の下においては、被告はFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有しないという特段の事情があるものと認めるのが相当である。

したがって、原告が被告に対し本件特許権に基づく差止めを請求することは、権利の濫用として許されないということとはできない。

イ これに対し、被告は、被告和解案の提示には合理性があるなどとして、ライセンスを受ける意思を有しないという特段の事情があるとはいえないと主張するため、以下検討する。

(ア) 被告は、裁判所の求めに従って大合議方式に従った和解案を提示しなかった理由につき、G社の4G、5Gの製品群には多様なモデルが含まれている以上、大合議方式を適用した場合には、ロイヤリティ額の算定が過度に複雑となるとして、被告が大合議方式を基準とする和解協議を拒んだことに、合理的な理由がある旨主張する。

しかしながら、被告は、モデルの種類、価格の違いなどについて明らかにしておらず、そもそも、どの程度算定が複雑となるのかについて具体性のある説明をするものではない。そして、原告の主張を前提とすれば、G社製品のうち、3G規格、4G(LTE)規格及び5G規格を採用し、原告のグローバルSEPポートフォリオを実装しているスマートフォン端末は、派生モデルを含めても全28製品程度にすぎず、大合議方式を適用した場合に算定に手間が掛かること自体は否めないとしても、製品ごとの販売価格及び販売数量を確認しさえすれば、算定自体が困難であるという

ことはできない。そうすると、被告が大合議方式を基準とする和解協議を拒んだことに合理的な理由を認めることはできない。

(イ) 被告は、被告和解案の内容は大合議方式によるよりも原告にとって有利な条件を提示するものであり、大合議判決の趣旨にも整合するから、被告の対応は何ら不合理なものではない旨主張する。

しかしながら、被告は、大合議方式を基準とする和解協議すら拒んだのであるから、大合議判決の趣旨にも整合するという被告の主張は、明らかに根拠を欠くというほかない。そして、被告は、裁判所からの求めにもかかわらず、侵害品の販売額及び販売台数の開示を拒み、裁判所に対し、被告和解案が原告にとって有利かどうかを実際に検討する余地すら与えなかったのであるから、被告の主張は、失当というほかない。

のみならず、被告和解案自体を検討しても、前記認定事実（セ、ハ、ヘ）及び証拠（乙17）並びに弁論の全趣旨によれば、G社又は被告は、自社製品に限定されない一般的なスマートフォンの平均価格を前提として1台当たりの累積ロイヤリティ額を算出したものであり、G社又は被告の対象製品の実際の販売台数と販売価格を反映したものではない点において、大合議判決の趣旨に整合するものとはいえない。また、被告が主張する大合議方式と被告和解案との比較（前記第3の3（被告の主張）（2）エ）についても、被告製品への当てはめはPixel Phoneの平均販売価格を前提として算定するものであり、当該価格が実際の販売状況を反映させて算出されたものかどうか直ちに明らかではなく、各価格帯における販売数量の差異を反映するものではないことからしても、被告和解案が、大合議方式で算出した場合と比較して原告にとって有利な条件であるといえるかどうかは、不明といわざるを得ない。

(ウ) 被告は、本件のように多種多様なモデルを対象としたライセンス契約においては、平均的なスマートフォンの価格を基準として、製品1台当たりの累積ロイヤリティ額（固定額）を算出することも十分に合理的であるなどとして、自らの提示する案の正当性を主張する。

しかしながら、当事者双方が提示するライセンス条件に係る数値等に互換性がなかったことから、これ以上の調整が困難となっていたという経過等に鑑み、当事者双方が裁判所の和解勧告に応じたことをも踏まえ、裁判所において大合議方式に基づく和解案の提示を求めていたという本件の事情の下では、たとえ被告の提案内容に一定の合理性があったとしても、被告は自らライセンス交渉の余地をなくしたというほかなく、被告の主張は、前記認定を左右するものとはいえない。

(エ) 被告は、その他にも、大合議方式によることが困難な理由や被告和解案は大合議判決の考え方と整合するものであることも含め、対案の算定根拠等について適時に説明義務を尽くしてきたなどと縷々主張する。

しかしながら、被告和解案が、実際の被告の販売状況を反映するものではない点において大合議判決の考え方と整合しないことは、前記において説示したとおりであり、他方、被告が、裁判

所の和解勧告に一旦応じながらも、和解案を提示すること自体不可能ではなかったのに、裁判所からの求めにかかわらず、その提示を拒んだという事情を踏まえると、適時に説明を尽くしてきたという上記の被告の主張は、上記認定に係る被告の不誠実な対応に照らすと、明らかに前提を欠くものである。

(オ) したがって、被告の主張は、いずれも採用することができない。

ウ なお、原告は、当事者間での交渉経緯のみからも G 社の不誠実な交渉態度は明らかであり、G 社が FRAND 条件によるライセンスを受ける意思を有しないという特段の事情がある旨主張するため、念のため、この点についても簡潔に判断を示しておくこととする。

前記認定事実に加え、証拠(乙 9、15)及び弁論の全趣旨によれば、①G 社は、原告に対し、FRAND 条件によるライセンスを受ける意思の表明と同時に NDA 締結に向けての交渉を申し入れ、令和 2 年 11 月 19 日までの間、継続的に原告と交渉をしたこと(同イないしエ)、②G 社と原告は、G 社 NDA 案 9 条についての見解が相違したため早期に NDA を締結することができなかったものの、G 社は、NDA の交渉が中断している間も、原告から開示を受けたクレームチャート等の検討をし、令和 3 年 10 月 18 日にはその検討を終えていること(同エ、コ)、③G 社は、原告当初提案を受け、同提案が合理的なものであるとはいえない理由を、根拠を示しつつ指摘し、G 社対案を提示していること(同セ)、④G 社が行った上記③の指摘自体は、その内容において特段不合理なものとは認められないこと、⑤原告は、G 社の上記④の指摘に対して何ら説明をすることなく、原告当初提案のライセンス料率を維持し、G 社の製品の販売状況を反映した提案をするのみであったこと(同ソ)、⑥原告は、G 社にライセンスを受ける意思がないと判断した旨連絡し、仮処分の申立てをするに至っているが、G 社の上記④の指摘に対して誠実に回答するなど交渉を進めるために取り得る方策を必ずしも果たしたとはいえないこと(同ツ)、⑦G 社は、その後も、本件訴訟手続と並行して原告と交渉を継続し、原告からのライセンス条件の提示に対応し、自らも複数回ライセンス条件の提示を行ったこと(同ト、ニないしヒ)、以上の事実が認められる。

上記認定事実によれば、G 社及び被告は、原告からライセンスを受けるよう求められた際、速やかに真摯に協議する意思があることを表明して以降、NDA の締結、ライセンス対象となる特許の特定、当該特許の充足性及び有効性の確認、5G 規格との対応関係の確認、ライセンス条件の確認ないし交渉その他の事情により時間を要したものの、原告とのライセンス交渉に対し、できる限りの対応をしていたといえる。そして、このような交渉にもかかわらず、原告と G 社又は被告が、ライセンスの合意に至らなかったのは、当事者双方が提示するライセンス条件に係る数値等に互換性がなかったことから、これ以上の調整が困難となったことを理由とするものであることは、前記において説示したとおりである。

これらの事情の下においては、少なくとも当事者間での交渉経緯のみによっては、被告が FRAND 条件によるライセンスを受ける意思を有しないという特段の事情があるものと認めることはできない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。」

IV 検討

1. 本判決の意義

上記のとおり、本判決は、標準必須特許に係る特許権に基づき、実施者に対する差止めを認めた、我が国初の判決である。

標準必須特許に係る特許権の行使については、諸外国において裁判例が蓄積する一方、我が国では、大合議判決等以降事例が乏しかった。それだけに、本判決は、地裁による一判決とはいえ、貴重な裁判例であるとともに差止めを肯定した点で、社会的にも注目されている。

しかし、本判決の内容については、結論の是非は別として、理由付けに関し、判断基準の明確性及びあてはめの説得性がいずれも十分ではないと思われる。大合議判決等から十余年が経過し、その間に、国際的には標準必須特許の権利行使に関する議論が進展し精緻化している中、我が国の裁判所として、この問題について明確で説得力ある考え方を示してほしかったところであるが、その課題は今後委ねられたといわざるを得ない。

2. 分析

(1) 「判断基準」について

①大合議決定との比較

本判決は、標準必須特許に基づく差止請求につき、FRAND 条件のライセンスを受けられることに関する実施者の信頼を保護する必要性と、特許権者に当然に差止めを認める「必要性及び相当性」を欠くことを理由として、実施者が FRAND 条件によるライセンスを受ける意思（以下、実施者と特許権者の FRAND 条件によるライセンスを締結する意思を「FRAND 意思」ということがある。）を有しないという特段の事情がない限り、権利濫用に当たり許されないとの判断基準を掲げている。

これは、基本的には、大合議決定が述べていたところと重なるが、同決定と比較していくつかの違いも見られる。

第一に、大合議決定は、標準必須特許特有の問題、特にホールドアップ問題について具体的に説明していたのに対し、本判決は同問題に言及せず（大合議決定の引用もしていない。）、専ら FRAND 宣言の当事者に対する影響について説明しているにとどまる。これは、単に説明の簡略化ということなのかもしれないが、標準必須特許に係る基本的な問題に触れないのは、不十分と思われる（なお、ホールドアップ問題を指摘した場合には、バランス上、ホールドアウト問題も指摘するべきであろう。）。

第二に、細かな文言上の違いが見られる⁹。

第三に、権利濫用に関する主張立証責任の分配について、大合議決定と異なる立場をとってい

るように見える。すなわち、大合議決定は、差止請求を制限するために、実施者側が自らの FRAND 意思の存在を主張立証することを求めていた。それに対し、本判決は、特許権者側が、実施者に FRAND 意思がないという特段の事情の主張立証をしない限り、差止請求は権利濫用として許されないとしているように読める¹⁰。大合議決定の示した主張立証責任の分配を、特許権者にとって厳しい方向にあえて変更した理由は、不明である。

②大合議判決等の位置付けの再確認

大合議判決等の位置付けについて付言しておきたい。本判決に関し、大合議決定の立場は「専ら『ホールドアップ』を重視し」、「アンチパテント」を反映したものであったと理解し、本判決と大合議決定の基本的な姿勢の違いを強調しつつ、前者を評価する論評がある¹¹。しかし、そのような見方には必ずしも賛同できない。

第一に、大合議決定が示した判断枠組みは、実施者側が FRAND 意思のあることの主張立証に成功して、初めて差止めを制限するというものであり、実施者によるホールドアウト問題にも一応対応できるものであった¹²。確かに、大合議決定は、実施者が FRAND 意思を欠くことに係る「認定は厳格にされるべき」旨を述べていたが、これは特許権侵害に対する差止めの制限が極めて例外的であり、かつ、標準必須特許の特殊性が十分理解されていない当時の状況下での注意喚起と捉えるべきと思われる¹³。加えて、大合議判決は、「FRAND 条件でのライセンス料相当額の損害賠償請求を認めることこそが、発明の公開に対する対価として極めて重要な意味を有するものであるから、これを制限することは慎重であるべき」旨も述べていたのであり¹⁴、知財高裁として、特許権者と実施者の間のバランス確保を認識していたことは、明らかである。以上から、大合議判決等につき、特許権保護を軽視する立場と捉えるのは、妥当でないと考える。

第二に、上記のとおり、権利濫用論によって差止めを制限する考え方は、本判決と大合議決定に共通しており、むしろ、本判決の「判断基準」には、大合議決定よりも特許権者側に厳しい姿勢をとるかのような基準（主張立証責任の分配）及び表現も見られる。仮に、本判決が、大合議決定の基本的立場を特許権者に有利な方向で修正する意図を持っていたとすれば、上記のような基準や表現をあえて採用しなかったのではなかろうか。

③大合議判決等及び本判決の問題点

現在の視点から大合議判決等を見直した場合、認識や検討が不十分であったと思われる点は、確かにある。それは、FRAND 条件に沿うライセンスに向けた交渉のあり方についてである。すなわち、標準必須特許に係る権利行使について各当事者が有利な結論を得るために、FRAND 条件の合意に向けてどのような交渉をすべきかにつき、大合議判決等は、明確な考え方を示していなかった¹⁵。

しかし、この問題については、大合議判決等の後、2015 年に出された EU 司法裁判所 (CJEU)

の先決裁定¹⁶をはじめ、非常に多数の裁判例が海外で集積してきている¹⁷。一方、我が国では裁判例が出なかったため、経済産業省及び特許庁が、ライセンス交渉に関する「指針」等を策定した¹⁸。

そのような状況下、裁判所が標準必須特許に係る紛争当事者の FRAND 意思を論じ、権利行使の是非を判断するに際しては、当事者の交渉に関する判断基準を明確かつ適切に示すことが求められていたといえる。しかし、残念ながら、本判決は、(地裁としての限界があったとも思われる)一般的な判断基準はもとより、事案に即した当事者の行為の評価についても、考え方を十分示すことなく結論を述べるにとどまっている。さらに、本判決の内容には、次項に述べるように、種々の問題があると思われる。

(2)「当てはめ」について—FRAND 条件に向けた交渉の評価基準

①本判決の特徴と評価

標準必須特許に係る紛争において、当事者が自己に有利な結論（権利行使の肯定又は否定）を得るためには、FRAND 条件に沿う合意に向けた交渉を誠実に行うことが必要であり、具体的には、交渉におけるライセンス条件の提案内容とともに、交渉過程における行動（関連情報の提供、応答のタイミング等）の両面における FRAND 条件整合性・誠実性が問われる。これは、国際的にはほぼ確立した考え方といえる¹⁹。

以上を踏まえ、本判決の「当てはめ」部分の特徴とそれに対する評価を述べる。

第一に、当事者間の交渉経緯と、裁判所による和解勧告に対する当事者の対応を明確に区別し、前者においては Y につき FRAND 意思を有しないとの事情は認められないとしつつ、後者においては Y に FRAND 意思が認められないと判断している（Y の対応は「不誠実な対応」であると、強い否定的表現を用いている。）。しかし、Y の和解案は（当事者間の交渉における）「G 社再提案」と実質同一であり、かつ、侵害品に係る情報の（不）開示は、当事者間の交渉段階から和解勧告後の段階まで継続していたとされている。そこで、上記のように評価が分かれる理由が問題となる。

では、本判決は、Y の FRAND 意思の存否に関し、当事者間の交渉段階と、裁判所の和解勧告への対応とで、異なる評価基準を設けているのであろうか。あるいは、評価の違いは、単に時間の経過の反映にすぎないのか、それとも裁判所の関与の有無に由来する差異であろうか。さらに、異なる基準を設けるとすれば、その差異に合理性はあるのだろうか。こうした疑問が必然的に生じるころ、本判決の考え方は不明である。

第二に、交渉経緯の評価に焦点を当てると²⁰、本判決は、各当事者の行為を確認したうえで、Y はライセンス交渉に対し「できるだけ対応」をしていたといえ、また、合意に至らなかったのは、当事者の提案に互換性がなかったためであるとし、結論として Y が FRAND 意思を有しないという事情を認めることはできないとしている。

しかし、FRAND 意思は、(いかなる条件のものかを問わず) ライセンス締結に向けた交渉の意

思と態度があれば足りるのではなく、あくまで FRAND 条件のライセンスに向けた交渉を誠実に
行うことによって、初めて肯定されるものである。そして、国際的には、各当事者のなすべきこ
とは何か、オファーやカウンターオファーが FRAND 条件に整合的である必要があるか否かなど
が議論され、一定の判断基準とその適用が示されてきている²¹。

それに対し、本判決は、あるべきライセンス交渉はいかなるものか、オファー等は FRAND 条
件である必要はあるのかなどの判断基準がまったく示されておらず、本件当事者の個々の行為の
評価も述べられていない。この点において、標準必須特許紛争に関わってきた専門家の目には、
本判決は物足りないと思えるを得ないであろう。

さらに、本判決の特徴として、X 側の行為の FRAND 条件整合性に関する評価がない点も指摘
できる。これは、「当てはめ」以前に「判断基準」の問題でもあり、かつ、大合議決定とも共通す
る問題といえる。そこで、項を変えて、若干検討する。

②特許権者側の FRAND 意思の勘案

大合議決定及び本判決の、差止めの可否を判断する枠組みにおいて、特許権者側の FRAND 意
思については明示的には触れられていない²²。しかし、そもそも FRAND 宣言をした特許権者が、
FRAND 条件によるライセンスの合意に向けた誠実交渉義務を負うことは当然であり、仮に特許
権者が FRAND 意思を欠くと認められる場合には、差止めの可否の判断に影響することがあり得
ると考えるべきである。

しかし、具体的にどのように考えるかについては、異なる考え方があり得る。すなわち、図式
的には、特許権者と実施者につき、(i) いずれも FRAND 意思あり、(ii) 特許権者が FRAND
意思あり、実施者が FRAND 意思なし、(iii) 特許権者が FRAND 意思なし、実施者が FRAND
意思あり、(iv) いずれも FRAND 意思なし、というパターンがあり得る。さらに、(a) 交渉のど
の段階での FRAND 意思を問題にするのか、(b) 当事者が交渉で提案するライセンス条件自体が
FRAND である必要があるのか (CJEU が示した交渉枠組を前提にすると、特許権者については
当初にオファーする具体的ライセンス条件が、また、実施者はカウンターオファーが、それぞれ
問題となる。)、(c) FRAND 条件適合性はどの程度のものが求められるのか (一見して明らかに
反 FRAND である場合と、FRAND 条件適合性につき微妙な判断が求められる場合とでは、別異
に扱うべきでないか) といった点も、考慮すべきと思われる。

この点につき、例えばドイツ等の裁判例では、次のような考え方が示されている (網羅的な紹
介ではなく、代表的な例を挙げるにとどまる。)

- ・ 特許権者が提示する当初の具体的ライセンス条件が FRAND 整合的であったか否かは、これ
に対応した実施者が FRAND 意思を有しないと認定できる (したがって差止めが可能である)
以上、問題とならない²³。

- ・特許権者による当初のオファーは、ライセンス交渉の終結点ではなく開始点である。標準必須特許について通例である複雑な事情を持つ事案では、両当事者の利益のバランスを適切にとる条件を見出すことが容易でなく、また、FRAND 条件は幅のあるものである。そして、特許権者は、実施者側の正当な利益について認識可能な範囲でしか考慮に入れられない。したがって、交渉においては、実施者側が、自身の事情に照らして、特許権者のオファーの FRAND 適合性を検討することが重要であり、そして、必要に応じてカウンターオファーをする義務がある。ただし、特許権者によるオファーが明白に FRAND に適合せず、客観的見地から真剣なオファーと認められず、実質上ライセンス拒絶に当たる場合には、実施者はその旨を説明すれば足りる²⁴。
- ・特許権者によるオファーと実施者によるカウンターオファーが、ともに FRAND 条件に適合すると解される場合は、実施者の FRAND 抗弁は認められない²⁵。
- ・特許権者と実施者は、ともに、交渉の間ビジネス慣行に従って行動し、ライセンス合意に向けて誠実に対応しなくてはならない。実施者の FRAND 意思のみを審査し、特許権者のオファーを適切に審査しないのは、CJEU の示した交渉プログラムに整合しない。特許権者は、オファーをする際、実施料の算定に必要な数字を示せばよいというわけではない。むしろ、そのオファーがなぜ FRAND 条件に整合的であるかにつき、交渉の段階に応じて可能な限りで、説得的な説明をしなくてはならない。特許権者は、自身のライセンス慣行について優越する知識を有しており、その知識を実施者に伝えて、後者が、誠実に対応できるようにするべきである²⁶。

上記のうち最後に挙げたのは、統一特許裁判所 (UPC) マンハイム地方部の判断の要旨であり、CJEU が示した枠組みを厳格に順守すべしとする立場と、より特許権者寄りと受け取られているドイツ最高裁 (*FRAND-Einwand I-II* 事件) の立場²⁷ の中間的な見解を述べたものと評されている。そして、有力な学説は、UPC の同判決の特許権者の誠実交渉義務を重視している点を積極的に評価しており²⁸、筆者も同感である。

以上は国際動向を断片的に切り取ったにすぎないが、実施者とともに特許権者についても、交渉態度及び提案の内容の両面で FRAND 条件適合性をどのように評価すべきかが自覚的に議論されていることがわかるであろう。

それに対し、大合議決定と本判決の判断枠組みでは、特許権者の交渉における誠実性をどのように評価するかが不明である。本判決の「判断基準」を前提とすると、実施者の FRAND 意思の欠如という特段の事情に係る判断の中で、特許権者の誠実性の評価を勘案するほかないと思われる。具体的には、特許権者の誠実性に疑問がある場合には、実施者の誠実性の判断基準を下げ特段の事情の評価を行うべきであろう²⁹。しかし、判断枠組み (判断基準) において、実施者の FRAND 意思のみならず特許権者の FRAND 意思も考慮要素となることを明示することが望まし

いと思われる。

(3) FRAND 実施料

本判決で検討されている、両当事者による実施料の提案及び裁判所が示す「大合議方式」については、具体的数字が公開されていないこともあり、正面から論じることは困難である。そこで、簡単なコメントをすにとどめたい。

第一に、本判決は、Y 側の提案（G 社提案及び和解案）が FRAND 条件に不適合である旨の認定をすることなく、しかし、「大合議方式」に沿った和解案や同方式による実施料算定に必要な情報（侵害品の販売額及び販売台数）を提示しなかったことをもって、Y の FRAND 意思の欠如を認定している。そのような認定を根拠付けるためには、「大合議方式」につき、FRAND 条件適合的であることのみならず、Y 側提案に比べて、FRAND ライセンスの実現の観点から、一層望ましいものであることの合理的説明が必要だったのではなかろうか³⁰。

第二に、Y 側の提案について、少なくとも本判決から、FRAND 条件に適合しないと断定することは困難と思われる。標準必須特許に係るライセンス実施料として、個々の製品価格を反映せず個数割で算定する場合も見られるところであり³¹、また、3G 関連規格の関係で、特許権者側が世界的なスマートフォンの平均価格を用いた実施料を提案した例も見られる³²。

第三に、本件において、東京地裁は、「グローバル SEP ポートフォリオを対象とする和解」を勧告したことに照らすと、ライセンス条件（実施料）をグローバル・ベースで定めることが適切であると考えていたと解される³³。本件では、裁判所による具体的な実施料の検討はあくまで和解手続の文脈であるが、訴訟手続において、グローバル・ベースの実施料を裁判所が定めることはあり得るのだろうか。この点は、後に簡単に言及することとしたい。

V その後の動向等

1. 本件事案の経過

本件は Y により控訴されたが、別件事件の場で令和 7 年 12 月に和解が成立し、本件訴えも取り下げられた。

2. 東京地裁知的財産権部の動き

東京地裁知的財産権部は、令和 8 年 1 月、「標準必須特許に基づく特許権侵害訴訟の審理要領」及び「SEP 調停 (SEPJM) の審理要領」を公表した。

標準必須特許紛争は、一般にグローバル規模であることが多く、フォーラム・ショッピングとフォーラム・セリングと呼べるような動きも見られる³⁴。東京地裁の上記要領等の公表は、そのような国際的な環境下、我が国裁判所の対応能力を示す狙いもあるものであろう。ただ、我が国裁判所が、国際的に標準必須特許に係る紛争解決の地として選択されるためには、本稿で述べたよう

な、FRAND 条件によるライセンスに向けた交渉のあり方や FRAND 意思の認定についての考え方を示していくことが重要であると思われる。

なお、本判決や上記「要領」が和解や調停を重視しているように見えることの背景には、訴訟手続において裁判所がグローバル・ベースの実施料の算定・決定をすることが難しいという問題があると思われる。最後に、その問題について触れておく。

3. グローバル・ベースの実施料算定について

一般に、標準必須特許は、権利化及びライセンスが多数の国で行われることが多い。そこで、ライセンス条件（以下、実施料に焦点を当てる。）をグローバル・ベース（worldwide）で定めることが、当事者双方にとって望ましいことが多い。しかし、一国の裁判所が、訴訟手続において、グローバルな実施料を定められるかについては、他国の特許権に係るライセンス条件まで定めることを意味するだけに、種々の法的問題が関係し、一概に答えを出すことは難しい。各国国内の実質法との関係のみならず、国際裁判管轄、特許権の属地性や特許権保護に係る国際法上の義務との関係等を検討する必要がある。

実態としては、英国において、Unwired Planet v. Huawei 事件判決³⁵をはじめ、グローバルな実施料を算定した例が多数見られる。さらに、中国等でも、同様の例が見られる³⁶。しかし、そのような慣行を問題視する動きもあり、特に、EU が、中国の裁判所によるグローバルな実施料の決定（当事者の同意を欠く場合）について、TRIPS 協定等に違反するとして、WTO 紛争を提起している³⁷。

では我が国ではどうか。第一に、特許権侵害訴訟における損害賠償の算定として、グローバルな実施料相当額を算定することは、まったく不可能ではないであろう。しかし、他国における外国特許権の侵害による損害賠償の算定をすることについては、国際裁判管轄を肯定できる事案である必要があることはもとより、国際法をも踏まえて適法性と妥当性を検討する必要がある。

第二に、侵害訴訟において、裁判所が、当事者の FRAND 意思の有無を判断する文脈で、当事者が提案した実施料の FRAND 条件整合性を評価するに当たり、グローバルな FRAND 実施料を示すことも、考えられる。ただし、その場合、実施料に関する裁判所の判断の法的効果は限定的であろう（少なくとも既判力は認められない。）。

第三に、契約に関する訴訟において、契約条件として、グローバルな実施料の算定をすることも、一応考えられる。例えば、契約の存在を前提として、実施者による提案（と支払）が債務不履行に当たると主張し、不履行と認められるかという文脈で適正な実施料を裁判所が認定することが考えられるだろうか³⁸。ただし、我が国では、大合議判決等が、ETSI の IPR ポリシー上の FRAND 宣言につき、第三者のためにする契約の成立を否定していることもあり、上記が可能であるのはまれな事案にとどまると思われる。

なお、仮に法的に可能であると判断されたとしても、少なくとも両当事者の同意がない場合に

ついて、グローバルな実施料を一国の裁判所が定めることは、政策的に望ましくないと考える³⁹。

(掲載日 2026年4月7日)

¹ [WestlawJapan 文献番号 2025WLJPCA06239003](#)。

² 標準必須特許に関する法的問題を扱う文献は多数あるが、とりあえず、筆者の論文のうち概括的説明をしているものを挙げさせていただく。鈴木将文「標準必須特許権の行使を巡る国際動向と法的分析」知的財産研究教育財団（特許庁委託事業）『知的財産に関する日中共同研究報告書』120頁（2019年）https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/nicchu_houkoku/h30.html（2026年3月2日最終閲覧。以下、引用するURLについて同じ。）、鈴木将文「標準必須特許を巡る法的問題に関する一考察—ライセンスのあり方及び紛争解決制度に焦点を当てて—」別冊パテント31号163頁（2025年）https://www.jstage.jst.go.jp/article/patentsp/78/31/78_163/_article-char/ja/、鈴木将文「通信規格に係る標準必須特許を巡る国際的紛争の混迷と展望」Nexcom65号29頁（2026年）<https://rp.kddi-research.jp/nextcom/volume/65>。

³ 我が国では、従来から、FRANDの「宣言」（declaration）と呼ぶことが多く、本判決もその表現を用いていることから、本稿もそれに従う。他方、外国では、FRANDの「約束」（undertaking, commitment）という表現もよく用いられる。

⁴ 例えば、近年の主要な通信規格を策定しているETSI（欧州電気通信標準化機構）のIPRポリシーの6.1項（<https://www.etsi.org/intellectual-property-rights>）参照。

⁵ 知財高判平成26年5月16日判タ1402号166頁 [WestlawJapan 文献番号 2014WLJPCA05169001](#)、知財高決平成26年5月16日判タ1402号166頁 [WestlawJapan 文献番号 2014WLJPCA05169003](#)、知財高決平成26年5月16日 [WestlawJapan 文献番号 2014WLJPCA05169002](#)。

⁶ [WestlawJapan 文献番号 2025WLJPCA04109006](#)。

⁷ [WestlawJapan 文献番号 2025WLJPCA07109005](#)。

⁸ 知財高決令和5年12月25日令5（ラ）10005号。

⁹ 例えば、必須特許権者の合理的信頼を「著しく」損ない、「正義・公平の理念に反する」とか、差止請求をする必要性「及び相当性を明らかに欠く」とかの表現は、大合議決定には見られなかったものである。他方、大合議決定では[特許法1条](#)への言及があった。

¹⁰ 厳密に言えば、実施者側が、Xの請求の根拠がFRAND宣言のなされた標準必須特許であることを主張立証すれば、権利濫用の抗弁が成立し、実施者側がFRAND意思を欠くという特段の事情は再抗弁ということになる。これは、差止請求を扱った大合議決定でなく、損害賠償請求を扱った大合議判決の採用した判断枠組みに類

似する。

- ¹¹ 紋谷崇俊「[判批](#)」NBL1302号 40頁（2025年）。[松永章吾「日本のSEP戦略はどこで躓いたのか」](#) NBL1302号 35頁（2025年）も、「大合議規範の主たる問題は、……実質的には著しく実施者寄りに傾いた規範であり、実施者によるホールドアウトに対する制約がまったく働かないことである」と述べる。
- ¹² 鈴木将文「[判批](#)」L&T65号 60頁（2014年）（「リバース・ホールドアップ」の問題に触れたうえで、大合議決定の枠組みでは、実施者のFRAND意思が認められなければ差止めが可能であるとされることから、実施者側にも誠実な交渉を一応期待できると指摘）参照。松永・前掲注11・35頁は、大合議判決等について、権利濫用が否定されるのは、「向こう見ずな侵害者であって、ライセンス料を一切払う気はないというようなきわめて例外的な事例にとどまる」という評価を引用しつつ、「大合議規範についてのこのような評価に争いはない」と述べるが、少なくとも筆者は、そのような評価に与さない。
- ¹³ さらに、侵害の成否、特許の有効性・標準に対する必須性等を実施者が争うことの自由を阻害してはならないとの含意もあったという理解として、鈴木・前掲注12・61頁。なお、時系列的には、ホールドアウト問題は、国内外で、大合議判決等よりも以前から指摘されていたが、同判決の後に一層強調されるようになったと思われる。
- ¹⁴ この引用部分は、FRAND実施料相当額の損害賠償に係るものであるが、実施者がその額の実施料さえ支払う意思がなければ、差止めを受けることはやむを得ないという結論に当然につながるであろう。
- ¹⁵ 大合議判決等は、実施者（アップル社）がFRAND意思を有していたことを認定したが、その判断基準は示していない。一方、特許権者（サムスン社）については、大合議判決が、誠実交渉義務と適時開示義務とに整理して、その行為につき評価をしているが、具体的に判断基準を示しているわけではない。当時の国際動向を踏まえると、大合議判決等が交渉方法の問題に深入りするには、時期的に、議論が熟していなかったともいえる。
- ¹⁶ CJEU, 16 July 2015, Case C-170/13, EU:C:2015:477 - *Huawei/ZTE*. 同裁定は、標準必須特許に係る差止請求権の行使が、EUの競争法違反（支配的地位の濫用）に当たるための要件という文脈で、特許権者と実施者がFRANDライセンスの成立に向けそれぞれなすべき行為について述べている。具体的には、①権利者からの侵害警告、②実施者からのFRAND意思の表明、③権利者による具体的ライセンス条件のオファー、④実施者による、商慣行に即した誠実な対応（オファーを受け入れない場合は、FRAND条件によるカウンターオファー）、⑤実施者による担保提供（実施中であり、カウンターオファーが拒絶された場合）、⑥合意により、独立の第三者による実施料決定の依頼、という交渉プロセスを示している。
- ¹⁷ 例えばドイツでは、最高裁判決（BGH, 5.5.2020-KZR 36/17, GRUR 2020, 961-*FRAND-Einwand I*; BGH, 15.12.2020-KZR 35/17, GRUR 2021, 585-*FRAND-Einwand II*）をはじめとして、非常に多数の判決が出ている。同最高裁判決は、CJEUの示した交渉枠組（前掲注16参照）はあくまで一つのモデルであり、その順序を厳格に守る必要はないこと、当該事件においては、実施者側のカウンターオファーがFRAND条件に沿っていないため、権利者による当初のオファーがFRAND整合的であったか否かに関わらず差止めが可能であること等を述べ、相対的に特許権者に有利な解釈を示した。これを受けて、CJEUの示した交渉枠組の順序はそのとおりに実施されるべきか（欧州委員会はその旨の見解を表明している。鈴木・前掲注2「一考察」178頁参照。）、権利者の当初のオファーもFRAND整合的である必要があるのかなどを巡って、裁判所や専門家によって様々な議論がなされている。なお、ドイツ最高裁は、2026年1月27日に、基本的に従来の判断を確認する判決を出している（BGH, 27.01.2026, KZR 10/25）。
- ¹⁸ 経済産業省「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」（令和4年3月31日）https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/sep_license/good-faith-negotiation-guidelines-for-SEPllicenses-ja.pdf、特許庁「標準

必須特許のライセンス交渉に関する手引き」(平成30年6月、令和4年6月改訂。以下「手引き」という。)
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/rev-seps-tebiki/guide-seps-ja.pdf>。

- ¹⁹ 例えば特許庁・前掲注18・手引き・7頁は、「[FRAND]には、(1)交渉プロセスと、(2)ライセンス条件の二つの側面があります」と述べている。
- ²⁰ 本判決は、和解勧告後のYの対応に基づき、YがFRAND意思を欠くとの特段の事情を認定していることから、当事者間の交渉経緯に関する評価の部分は、傍論といえる。しかし、現実の実務の観点からは、当事者間の交渉の評価の方が、一層大きな影響を与える可能性がある。
- ²¹ 前掲注17参照。
- ²² これに対し、損害賠償について論じる大合議判決は、「FRAND宣言に至る過程やライセンス交渉過程等で現れた諸般の事情を総合した結果、当該損害賠償請求権が発明の公開に対する対価として重要な意味を有することを考慮してもなお、ライセンス料相当額の範囲内の損害賠償請求を許すことが著しく不公正であると認められるなど特段の事情が存在することについて、相手方から主張立証がされた場合には、権利濫用としてかかる請求が制限される」としているところ、特許権者がFRAND意思を欠く場合、少なくとも、FRAND実施料相当額の損害賠償も否定する場合の特段の事情に当たる可能性がある。
- ²³ 前掲注17・ドイツ最高裁BGH・FRAND-Einwand I, paras. 90, 101。
- ²⁴ 前掲注17・ドイツ最高裁BGH・FRAND-Einwand II, paras. 70-71。
- ²⁵ Erik Habich & Peter Georg Picht, *Reaction Duties and FRAND Counteroffer*, in PETER GEORG PICTH ET AL., FRAND: GERMAN CASE LAW AND GLOBAL PERSPECTIVES (Edward Elgar, 2024) 148 (ミュンヘン地裁, 30.09.2020 - 21 O 13026/19, para. 313 を引用)。
- ²⁶ 欧州統一特許裁判所(UPC)マンハイム地方部判決、*Panasonic v. Oppo*, UPC_CFL_210/2023 (11.22.2024), paras. 201 and 203. 同判決は、UPCが標準必須特許を扱った最初の事例である。同判決については、紋谷崇俊「UPCの最初のFRAND差止判決—*Panasonic v. Oppo*及び英国関連訴訟に係る一考察—」AIPPI70巻7号2頁(2025年)、高橋弘史「UPCのFRAND訴訟判決の解説」LES Japan News66巻2号24頁(2025年)を参照。
- ²⁷ 前掲注17参照。
- ²⁸ Matthias Leistner, *Die ersten SEP/FRAND-Hauptsacheentscheidungen des EPG*, GRUR 2025, 193, 196-200. また、UPC判決に対する論評ではないが、実施者が明確で曖昧さのないFRAND意思を表明した場合には、その後の特許権者のオファーがFRAND条件に適合しているか否かを裁判所は認定すべきであると明確に述べるものとして、Peter R. Slowinski, *Sisvel v. Haier: the Trajectory of Injunctions in Europe*, in FRAND CASES IN CONTEXT (Jorge L. Contreras ed., Edward Elgar 2026) 238, 255。
- ²⁹ 上記のように、ドイツ等の事例でも、特許権者の当初のオファーについてFRAND条件に整合的であることを要するかについては、定説はない。ただし、少なくとも、特許権者は、自身のオファーがFRAND条件に整合的であると信じることを、その根拠となる客観的なデータとともに、実施者側に表明・開示することを要すると思われる。そのうえで、差止めの可否については、具体的な交渉経緯を踏まえた事案ごとの判断が必要であろう。
- ³⁰ むしろ、本判決は、Xによる情報開示が不十分であることを論難する文脈ではあるが、「被告和解案が、大合議方式で算出した場合と比較して原告にとって有利な条件であるといえるかどうかは、不明」とも述べている。
- ³¹ 典型例として、通信規格等に係る標準必須特許のライセンスのプラットフォームであるAvanciは、例えば自動車一台当たり数ドルという実施料を設定している。

-
- ³² 例えば、ドイツのマンハイム地裁判決（21.08.2020・2 O 136/18 - *IP Bridge / TCT Mobile*）の事例。ただし、同判決は、実施者の製品が低価格品であったことから、特許権者のオファーは FRAND 条件に適合しないとし、他方、実施者は FRAND 意思があるとして差止めを否定した。しかし、本文で述べたこととの関係では、特許権者の実施料の提案の FRAND 条件整合性につき、一般的に否定しているわけではなく、特定の実施者との関係で否定している点が重要である。なお、当該事例につき、控訴審では、実施者の FRAND 意思が否定され、差止めが認容された（OLG Karlsruhe, 02.02.2022 - 6 U 149/20 - *Steuersignalkanalisation II*）。
- ³³ X による別事件に係る東京地判令和 7 年 4 月 10 日・前掲注 6 は、明示的に、「FRAND 料率は、本来的には必須宣言特許権者と必須特許実施者との間で誠実交渉し可及的速やかにグローバルで合意されるべきもの」と述べている。
- ³⁴ 鈴木・前掲注 2 の各文献のほか、鈴木將文「国際的特許紛争の行方—ドワンゴ事件最高裁判決、EU の対中国 WTO 紛争等を踏まえて」高林龍ほか編『年報知的財産法 2025-2026』1 頁（日本評論社、2026 年）を参照。
- ³⁵ [2017] EWHC 711 (Pat), [2017] EWHC 2988 (Pat), [2018] EWCA Civ 2344, [2019] EWCA Civ 38, [2020] UKSC 37.
- ³⁶ 主要国の動向につき、Jochen Herr et al., *Can the UPC Set Global FRAND Rates?*, GRUR Patent 2026, 18 を参照。ちなみに、ドイツでは、そもそも裁判所がライセンス条件を定めることが法制上難しいとの見解があるが（筆者自身、ミュンヘン地裁の裁判官及び大学の研究者から、その旨の発言を直接聞いたことがある。）、異なる意見もあるようである。
- ³⁷ 同紛争は、2025 年 1 月に協議要請がなされ、さらに、2026 年 2 月にはパネル設置要請がなされた。Request for the Establishment of a Panel by the EU, WT/DS632/5, *China - Worldwide Licensing Terms for Standard Essential Patents* (13 February 2026) .
- ³⁸ 英国の裁判所がグローバル・ベースの実施料を算定できる背景には、契約上の問題と扱っていること（ETSI の IPR ポリシーに基づく FRAND 制限により、第三者のためにする契約を肯定している。）と、衡平法上の救済措置を柔軟に認めることができることがあると考えられる。
- ³⁹ 鈴木・前掲注 34 「国際的特許紛争の行方」・16—17 頁。